

安秉禧 An Byeongheui アン・ビョンヒ先生の敬語法研究

李勝喜 Yi Seungheui イ・スンヒ(祥明 Sangmyeong サンミョン大)

1. 序論

安秉禧先生の書誌学、語文政策、訓民正音研究に比べると、敬語法研究の論文の数はそれほど多いといえないが、国語史研究においてその重要性和影響力は、十分に大きいと言える。現在、国語史研究において中世国語*の敬語法と関連して、当然の知識として受け入れている多くの事実が、安秉禧先生の研究において初めて明らかにされ、定着するようになったことを確認することができる。また、研究方法においても、徹底した資料分析と比較、呼応関係の検討など、事実を究明する体系的で厳正な過程を提示したという点において、以後の国語史研究に大きい影響を及ぼしたと考えられる。

*【訳者注】朝鮮語史の時代区分は、韓国の学界では以下のように論じられている。

古代韓国語：三国時代から統一新羅が滅びるまで(935年)の紀元1世紀から10世紀までの韓国語。

中世韓国語：高麗の建国(918年)から文祿慶長の役(1592年)ごろまでの10世紀から16世紀終わりまでの韓国語。さらに、李氏朝鮮の建国(1392年)ごろを境にして、前期中世韓国語と後期中世韓国語に分けられる。

近代韓国語：文祿慶長の役ごろの17世紀初めからから19世紀終わりまでの韓国語。

現代韓国語：20世紀初めからの韓国語。

本稿においては、安秉禧先生の敬語法研究、その中でも恭遜法と謙讓法の内容と意味を調べてみようと思う。¹⁾ 代名詞 ‘그디 geudeui’ や ‘즈가 jŕgya’, 助詞 ‘스s’, 接尾辞 ‘-님 nim’ と ‘-내 nae’ など、[+尊敬]の資質を持った単語や文法形態素の場合も、‘敬語法’研究に属するが、この部分は他の論文において扱うことにして、ここでは語尾として実現する恭遜法と謙讓法の場合に焦点を合わせることにする。

2. 安秉禧先生の恭遜法研究

現在、国語史研究においては 15 世紀の相手敬語法(恭遜法)の体系を、‘*ㅎ쇼서 hēsyoſyeo* 体’, ‘*ㅎ야씨 heyassyeo* 体’, ‘*ㅎ라 hera* 体’ として実現する 3 等級の体系として見るのが一般的である。²⁾ *ㅎ쇼서 hēsyoſyeo* 体と *ㅎ라 hera* 体の場合は、近代国語の時期まで持続したばかりでなく、現代国語にも痕跡が残っているので、その意味機能を把握することが難しくなかったであろうが、*ㅎ야씨 heyassyeo* 体の場合は、15 世紀にも例が多くなく 16 世紀に消滅したので、草創期の国語史研究において、多くの論争があったようである。例えば、李崇寧 Yi Sungnyeong イ・スンニョン(1961/1981)においては、恭遜法を説明しつつ、‘*ㅎ닝다 hēningda*’ は‘上称’, ‘*ㅎ녕다 hēnoengda*’ は‘中称’, ‘*ㅎ닛가 hēnēnisga*’ は‘中称’, ‘*ㅎ닛가 hēnisga*’ は‘中称上’などと、その等級をそれぞれ異なって提示した。ところが、安秉禧(1965 : 1992 に再収録³⁾)においては、‘*ㅎ닝다 hēningda*, *ㅎ녕다 hēnoengda*, *ㅎ닛가 hēnēnisga*, *ㅎ야씨 heyassyeo*’ などが、一つの恭遜法の等級に属するという事、そしてこれらが、*ㅎ쇼서 hēsyoſyeo* 体と *ㅎ라 hera* 体の間に位置する‘中間’等級であるということを実証することによって、15 世紀国語の恭遜法体系を、*ㅎ쇼서 hēsyoſyeo* 体, *ㅎ야씨 heyassyeo* 体, *ㅎ라 hera* 体に 3 等級体系として確定したという点において、大きい意義がある。⁴⁾

ところで、この論文は、*ㅎ야씨 heyassyeo* 体の形態を確認し、中間等級として確定したという事実ばかりでなく、恭遜法の等級を確認するための方法論の側面においても、その意義を見出すことができる。相手敬語法の研究において高さの等級を確認するとき、まず考慮しなければならない基準は、もちろん話者と聴者の上下関係(あるいは尊卑関係)である。話者と聴者の間には、年齢、親族関係、階級、社会的身分などによる上下関係が成立し、これが言語的に表現されるのが、相手敬語法であるからである。しかし、それと同時に、このような場面上的の根拠だけで相手敬語法の等級を把握することができないということもまた、明確な事実である。話者と聴者の上下関係(あるいは尊卑関係)とは、父母 - 子供、王 - 臣下、師匠 - 弟子などのように、固定された不変の場合もあるが、また別の一方では、話者の主観的判断にしたがって、話者と聴者を取り巻く環境にしたがって、非常に流動的なものでもあるからである。その上、国語史研究においては、現代国語の場合とは異なり、文献に登場した対話を通じ、相手敬語法を把握しなければならないので、話者の意図や聴者との関係を把握することがより難しい。したがって、中世国語の相手敬語法の等級を把握するのにおいて、話者と聴者の身分関係という場面上的の根拠ばかりでなく、それ以外の文法的根拠が必要である。

安秉禧(1965/1992)においては、*ㅎ야씨 heyassyeo* 体が‘中間’等級であるという事実を立証する主要な根拠として、‘*ㅎ닝다 hēningda*, *ㅎ닛가 hēnisga*, *ㅎ*

야씨 heyassyeo'などが, '너 neo'よりも尊称である '그디 geudeui' と呼応するという事実を提示した.⁵⁾ 実際, 15世紀文献において, 히야씨体 heyassyeo が '그디 geudeui' とともにあらわれた例をあげれば, 以下の通りである.

- (1) 가. 그 geu 졸 sder 드려 deryeo 무로되 murodei 그뵈 geudeuis 아바니미 abanimi 잇느닛가 isnenis'ga … 보아져 boajyeo 헛다 heneda 솔바씨 serbassyeo (釋詳 6 : 14b)
- 나. 對答호되 hodei 그디느 geudeuinen 아니 ani 들즈뵈디시닛가 deudjæsaesdeosinis'ga (釋詳 6 : 17a)
- 다. 帝 … 后의 sgeui 솔오샤되 serosyadei 어제 eoje 그뵈 geudis 마를 marer 드로 니 deuroni 므즈매 mejæmae 來往히야 heya 닛디 nisdi 물히리로칭다 modherirosoengda (內訓 2 : 88b)

また, 히야씨 heyassyeo 体の文章において, 聴者が主体であるとき, 先語末語尾 '-시 si-' が結合することもあり, 結合しないこともあったという事実も, 히야씨 heyassyeo 体が '中間' 等級であることがわかる根拠とした. 15世紀の히야씨 heyassyeo 体の例が多くなく, 聴者が主体である例は一層少ないが, それでも先語末語尾* '-시 si-' の結合様相が分かれる事例を以下のように確認することができる.

* 【訳者注】用言語幹(stem)と語尾(ending)の間にあらわれる形態素を先語末語尾(pre-final ending)と韓国の学界では呼んでいる. 具体的には, ここにあげた尊敬を表す '-시 si-', 過去時制を表す '-았 ass-', 蓋然性を表す '-겠 gess-' などがある.

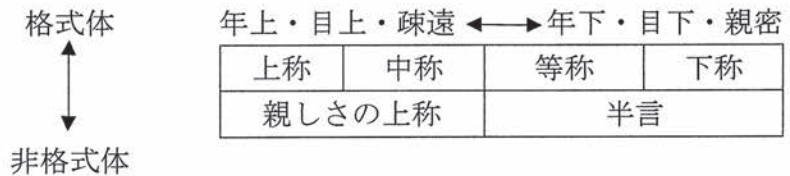
- (2) 가. 主人이 i 므슴 meuseum 차바늘 chabaner 손소 sonzo 돋녀 dednyeo 뵈 meing'genonis'ga 太子를 rer 請히 hezeþa 이받즈보려 ibadjeþoryeo 헛노닛가 henonis'ga 大臣을 er 請히야 heya 이바도려 ibadoryeo 헛노닛가 henonis'ga (釋詳 6 : 16a)
- 나. 그디느 geudeuinen 아니 ani 들즈뵈디시닛가 deudjæsaesdeosinis'ga (釋詳 6 : 17a)

このように, 話者と聴者が身分関係という場面上の根拠だけでなく, 2人称代名詞との呼応や, 聴者が主体であるとき先語末語尾 '-시 si-' が結合するかどうかなど, 文法的根拠を重視した方法論を提示したことは, 敬語法研究の歴史において重要な意味を持つと考えられる.

一方, 安秉禧(1965/1992)の脚注7においては, 《釋譜詳節 Seogbosangjeor ソクポサンジョル》, 《月印釋譜 Weorinseogbo ウォリンソクポ》に登場する終結形 '-

니 ni, -리 ri' も '그되 geudeui' と呼応し、相手が主体である動作に先語末語尾 '-시 si-' を連結するという点をあげ、"ㅎ야씨 heyassyeo 体に準ずる等級" であると言及したことがあり、注目される。同じ時期の研究である李崇寧(1961/1981)においては、《龍飛御天歌 Yongbi'eocheonga ヨンビオッチョンガ》と《月印千江之曲 Weorincheon'ganjigog ウォリンチョンガンジゴク》のような詩歌に登場する '-니 ni, -리 ri' は、"明らかに文末を締めくくらず、余韻を残す特異な終結形" であり、《月印釋譜》などで一般会話に登場する '-니 ni, -리 ri' は、敬語法の中称*で '半言調' であると説明したことがある。そして、以後の研究において、高永根 Go Yeong'geun コ・ヨンゲン(1987/2010 : 326)においては、15 世紀の尊卑法(相手敬語法)体系に、ㅎ쇼씨 hesyosyeo 体, ㅎ야씨 heyassyeo 体, ㅎ라 hera 体と別途に、'-니 ni, -리 ri, -고라 gora' が含まれた '半言' を設定し、"中世国語の半言は、ㅎ라体とㅎ야씨体の間を往来するもの" と規定した。15 世紀文献に登場する '-니 ni, -리 ri' は、いくらかの文献にだけ制限的に見られ、頻度も高くないと思われるので⁶⁾、中世国語の相手敬語法の等級を説明するとき、時折除外されたりもする。しかし、これらの存在は、相手敬語法の発達及び変遷過程、特に中間等級の変化とㅎ쇼 heso 体の登場などを説明するにおいて、非常に重要な役割を果たしていると考えられ、これについての論議がより拡大される必要があると思う。

*【訳者注】現代朝鮮語の待遇法語尾の体系は諸説あるが、以下のように示すことができる。



さらに 1 つ注目に値する部分は、安秉禧(1982 年/1992)において恭遜法と尊敬法、謙讓法の相互関係、変化と関連して、"恭遜法を使用する文の中に聴者を指し示す名詞句が登場すれば、その名詞句についての尊敬法と謙讓法は第 3 者を相手とした文におけるよりも著しく使用される。" と指摘したこと、そして近代国語において、'-하 seb-' が恭遜法として機能が変化する以前、すでに中世国語の吏読資料において '白' が謙讓法のほかに恭遜法として使用された例があると指摘したのである。⁷⁾ 簡略な言及ではあるが、これは近代国語以後、'-하 seb-' が恭遜法として機能が変化するようになった原因と過程を明らかにするのに、示唆するところが大きい。

3. 安秉禧先生の謙讓法研究

先語末語尾 ‘-ㅅ seb-’ の意味機能とその変化についての研究は、国語史研究において最も論議が活発であった主題のうちの 1 つである。後期中世国語において ‘-ㅅ seb-’ の意味機能をどのように把握すべきかという問題から、近代国語以後聴者についての尊敬表示へと変化するようになった原因、そして前期中世国語の時期、借字表記資料に登場する ‘白’ の機能と関連した問題まで、論争は相変わらず進行中である。安秉禧(1961, 1982 年)においては、後期中世国語の先語末語尾 ‘-ㅅ seb-’ の機能についての様々な見解を批判的に検討し、新たな見解を提示したことがあるが、これを要約、整理すれば以下の通りである。

- 가. 聴者についての話者の謙譲を表示するとみなす見解. 話者自身または第 3 者の動作を上位者である聴者に話すとき、動作を低め表現することで、聴者についての尊敬が表示されるとみなした. 小倉進平(1929), 金亨奎 Gim Hyeong'gyu キム・ヒョンギョ(1947)など.
- 나. 客体についての話者の尊敬を表示するとみなす見解. 許雄 Heo Ung ホ・ウン(1954: 1961 で改稿)においては, ‘-ㅅ seb-’ を客語-広い意味で目的語, 与格語, 処所格語を含む-を高める敬語法と把握した.
- 다. 尊者についての卑者の動作を表示するとみなす見解. ⁸⁾ 全在寛 Jeon Jaegwan チョン・ジェグワン(1958)においては, 尊者である客語と卑者である主語の対立関係を話者が把握し, 卑者の動作を ‘-ㅅ seb-’ で表示するとみなした. ⁹⁾
- 라. 主体と話者の謙譲を表示するとみなす見解. 安秉禧(1961)においては, ある動作, 状態または判断に関係する人物が, 動作, 状態または判断の主体と, 同時にそれを陳述する話者よりも尊貴であるとき, ‘-ㅅ seb-’ が用いられるとみなした.

(가~라)の中で, (가) の場合は主に近代国語以後に確認されるものであり, 15 世紀の ‘-ㅅ seb-’ の意味機能と見なすのは難しい. したがって, 後期中世国語の ‘-ㅅ seb-’ の意味機能についての説明としては(나~라)が有効であるが, 以後の諸研究も大体においてこれらの見解と一致していたり, これを前提とした説明を提示している. ¹⁰⁾

これらの見解は, 第 1 に, 客体もしくは客語をどのように考えるべきかという点において違いを見せる. (나)と(다)においては, ‘-ㅅ seb-’ 使用の基本前提が, ‘尊貴な客体(もしくは客語)’ の存在であるが, これは主体もしくは主語に対比される用語で, 動作の対象になる人物であり, 文章成分としては目的語や副詞語として実現する. それに比べて, (라)においては, 尊貴な人物が目的語や副詞語としてあらわれず, 省略されたと考えるのも難しい状況において, ‘-ㅅ seb-’ が用いられた例もあるという点をあげ, ‘客体’ や ‘客語’ のかわりに, ‘ある動作, 状態もしくは判断に関係する人物’ であると記述した.

第2に、これらは、‘-습 seb-’の使用と関係する上下関係(もしくは尊卑関係)の当事者を把握するのにおいて、もう一度言えば、尊待もしくは謙讓の主体を誰と考えるかという点においても違いを見せる。(나)においては、話者が自身と客体を比較し、‘話者よりも客体が尊貴であるとき’、‘-습 seb-’が使用されるとみなす。¹¹⁾それに比べて、(다)においては、‘尊者である客語と卑者である主語の対立関係’が成立するとき、すなわち(話者が判断して)主語よりも客語が尊貴であるとき、‘-습 seb-’が使用されるとみなす。これらとは違い、(라)においては、尊貴な人物やその人物と関連したことに対比されることが、動作や状態の主体と話者の両者すべてであるとみなす。

後期中世国語の先語末語尾 ‘-습 seb-’ の意味機能についての安秉禧先生の見解は、(라)において見られる‘主体謙讓法’として代表されるが、以後多少の変化を見せる。安秉禧(1961/1992)においては、当時の先語末語尾 ‘-습 seb-’ の意味機能と関連した様々な見解を比較、批判して、‘主体謙讓法’という新たな見解を提示した。‘主体謙讓法’がそれ以前の見解と差別化されることは、先にも説明したように、‘-습 seb-’の使用に、目的語もしくは副詞語などであらわれる‘尊貴な客体もしくは客語’の存在が必須的であるとみなさず、客語のかわりに‘ある動作、状態などと関連した尊貴な人物’をあげた点と、(‘主体謙讓法’という用語を使用しはしたが)尊貴な人物と対比される相手が、‘-습 seb-’が結合する用言の‘主体’ばかりでなく話者も含まれると考えた点である。¹²⁾

許雄(1954/1961)や全在寛(1958)においては、文章において目的語や副詞語として実現する客語が、話者よりも高い人物であったり卑者である主語に比べて尊者であるとき、‘-습 seb-’が用いられると説明した。実際に、後期中世国語文献において、‘-습 seb-’が用いられた例を調べてみると、大部分、目的語や副詞語としてあらわれた人物が、話者よりももしくは主語よりも上位者としてあらわれることを確認することができるが、典型的な例をあげてみれば以下の通りである。

(3) 가. 耶輸 | i 니르샤디 niresyadei …내 nae 太子를 rer 섬기스보디 syeomgizebodei 하늘 haner 섬기스듯 syeomgizebdes 헤야 heya 혼변도 henbeondo 다만흔 damanhan 일 ir 업스니 eobseuni <釋詳 6 : 4a>

나. 부테 butye 目連이드려 ideryeo 니르샤디 niresyadei 네 ne 迦毘羅國에 e 가아 gaa 아바눗기와 abanim'sgeuiwa 아즈마님씨와 ajemanim'sgeuiwa 아자바님내씨 ajabanimnae'sgeui 다 da 安否호습고 hezebgo <釋詳 6 : 1a-b>

(3 가)においては、話者であり主語である耶輸に比べて、目的語である‘太子, 하늘 haner’が尊貴な対象, すなわち尊者であり、それに従って動詞‘섬기 syeomgi-’

に ‘-습 seb-’ が結合したものであり, (3 나)もまた, 話者である釈迦, そして主語である目連よりも副詞語である(釈迦の) 아바님 abanim, 아즈마님 ajemanim, 아자바님 ajabanim’ が上位者であるので, 動詞 ‘安否き he-’ に ‘-습 seb-’ が結合したものと見ることができる.

ところが, 安秉禧(1961/1992)においては, ‘-습 seb-’ が結合した用言の対象になる客語がなかったり, 省略されたと考えることも難しい例が存在することをあげ, 尊敬あるいは謙讓の対象を ‘客体, 客語’ として明示することの問題点を指摘した. そのような例のうちで, いくつかをあげて見れば以下の通りである.

- (4) 가. 고지 goji 프고 peugo 여름 yeoreum 역승보니 yeozɛβeni (月印 21 : 2b)
 나. 優曇鉢羅 | i 부텃 butye 나샤물 nasyamer 나토아 natoa 金고지 goji 피디스보니 pyeodizeβeni (月印 2 : 44b)
 다. 이제 ije 쏘 sdo 내 nae 아득를 aderer 드려가셔 deryeogasyeo hesini 眷屬 드외스바셔 dwoezɛβasyeo 설본 syeorβon 일도 irdo 이러홀췌 ireoherssyeo (釋詳 6 : 5b)
 라. 四天王이 i [...] 부텃의 butyeo'sgeui 슬보디 sɛrβodei 우리들히 uriderhi 부텃 butyes 弟子 | i 드외스바 dwoezɛβa 부텃의 butyeo'sgeui 法을 eur 듣즈바 deudjɛβa 須陀洹을 ɛr 일우승보니 iruzeβoni (月釋 10 : 12a)
 마. 七寶 비리에 biriye 供養을 ɛr 담으샤미 damesyami 四天王이 vi 請이스보니 izeβeni (月曲 32a)
 바. 羅睺羅 ㄴ nen 이 i 부텃 butyes 아드리스오니 aderizeoni (法華 4 : 48b)

例(4 가, 나)において, 自動詞である ‘열 yeor-’, ‘피디 pyeodi-’ の場合は, 目的語や副詞語が想定され得ない. (4 다, 라)の場合は, 補語を広い意味で副詞語のような客語に含ませるとしても, ‘眷屬’ や ‘부텃 butyes 弟子’ が話者であり主語である耶輸と四天王自身であるので, これらを高めたりあるいはこれらについて謙讓を表すということがふさわしくない. (4 마, 바)のように, 叙述格助詞*に ‘-습 seb-’ が結合した場合も, 目的語や副詞語などの客語の想定が難しい.¹³⁾ しかしここで ‘-습 seb-’ が結合した用言と叙述格助詞すべてが, ‘釈迦’ という尊貴な人物と関連した事件の影響を受けていることは明らかである. このために, 安秉禧(1961/1992)においては, ‘-습 seb-’ の使用を, 文章上の客語と関連付けるよりは, “前後の脈絡から見て取れる尊貴な人物と関連づけ解釈することが妥当” であると説明し, その結果, 客体や客語のかわりに ‘動作, 状態, 判断に直接あるいは間接的に関係する人物’ へと, 範囲をより拡張した.

* 【訳者注】 韓国の学校文法では, 体言や体言相当語句のあとについて, 叙述語の資格を持たせる格助詞と説明されているが, 言語学的な観点か

ら見れば、繫辞のことを指す。

また、安秉禧(1961/1992)においては、同一の動作であっても、話者と聴者、動作の主体、動作と関連した人物が異なるとき、‘-습 seb-’の使用がどのような様相を見せるかを検討することで、‘-습 seb-’の使用と関連した人物の‘尊貴さ’が何を基準に成立するのかを明らかにしようとした。そして、話者と聴者の関係は、‘-습 seb-’の使用の如何を決定するのにさほど関係がなく、動作の主体を基準として、それよりも動作と関連した人物が尊貴な場合、そして動作に関係する人物が動作の主体ばかりでなく、陳述する話者よりも尊貴なとき、‘-습 seb-’が用いられると結論を下した。尊貴な人物と対比されるものが、主体と話者の両者であるという事実を立証するために提示した例の一部をあげてみれば、以下の通りである。

- (5) 가. 부테 butye 阿難이와 iwa 韋提希드려 deryeo 니르샤되 niresyadei 無量壽佛을 eul 分明히 hi 보습고 bozebgo 버거는 beogeoneun 觀世音菩薩을 er 불띠니 borddini 〈月釋 13 : 33〉
- 나. 열두히마내 yeorduhismanaе 第一夫人이 i 太子를 rer 나쓰븅시니 nasseβesini 大臣이 i 德을 eur 새오스바 saeozεβα 업스시긔 eobseusigeui 씨를 sgoerer 히더니 hedeoni 〈月釋 21 : 211〉
- 나^ˆ. 第一夫人이 i 아드를 aderer 나히시니 nahesini [...] 여섯 yeoseus 大臣이 i 히더기 heingdyeogi 윈 oen 들 der 제 je 아라 ara 太子를 rer 새와 saewa 미여히더라 meuiyehedeora 〈月釋 21 : 214〉

(5 가)において、‘無量壽佛을 eul 分明히 hi 보습고 bozebgo’の主体と‘觀世音菩薩을 er 불띠니 borddini’の主体は全く同じく‘衆生’であり、動作と関連した無量壽佛と觀世音菩薩は主体である衆生よりも尊貴であるが、‘-습 seb-’は前者にだけ結合した。このとき変わりうるものは話者である釈迦との関係であるが、觀世音菩薩の場合は話者よりも低いので、‘-습 seb-’が結合しなかったと考えるのである。同一の内容を叙述した(5 나)と(5 나^ˆ)においても、(5 나)では釈迦の前身である太子と関連した第一夫人と大臣の動作について、‘-습 seb-’が結合した反面、(5 나^ˆ)においては同じ状況で‘-습 seb-’が結合しなかった。これについても、その違いが(5 나)は《月印千江之曲》の部分であり、話者が世宗 Sejong 세ジョンであるのに比べて、(5 나^ˆ)は話者が太子の後身である釈迦自身であるという点から起因するものと考えた。すなわち、(5 나)においては太子が話者よりも尊貴な人物になるが、(5 나^ˆ)の場合話者が太子の後身であるので、自分自身を尊貴に把握することができなかったと考えたのである。

ところで、安秉禧(1982 가/1992)に至って、従来の‘主体謙讓法’を修正したが、具体的な変化は以下の3つに要約される。

第1に、‘主体謙讓法’という用語を‘謙讓法’へと変えたこと

第2に、主語と主体に対立する‘客語’と‘客体’という用語を使用することにしたこと

第3に、尊卑関係ではない上下関係(上位者と非上位者の対立)と考えることにしたこと

‘主体謙讓法’を‘謙讓法’へと変えたことは、‘尊敬法、恭遜法’という用語に合わせるためであり、尊貴な人物に対比されるものが、‘話者と主体’であるという主張には変化がない。従来の‘主体謙讓法’と大きい違いを見せる部分は、‘客語’という用語を使用するようになった点である。¹⁵⁾ ‘客体尊待法’と“尊者についての卑者の謙讓”と考える2つの見解は、各々、話者とあるいは主体、主語と対立する対象を‘客体’または‘客語’と規定した点において共通するが、‘主体謙讓法’の場合はこの用語を使用していないことが(話者と主体両者の謙讓と考えることとともに)著しい相違点であった。ところで、‘客体、客語’という用語と概念を使用することで、見解間の相違点が1つ減った。新たな‘謙讓法’においては、‘客語’を文に直接的に支配される主語名詞句を除いた名詞句、文に間接的に支配される名詞句と規定したが、これは既存の‘客体尊待法’の‘客体’よりも広い範囲を包括する。‘主体謙讓法’が、‘ある動作、状態または判断に関係する人物が主体と話者よりも尊貴であることを表示’するとした定義と比較するとき、‘客体、客語’という用語を導入することで、‘謙讓法’の定義は、‘主体と話者よりも上位者である客体についての動作を表現’するものとして、非常に明確で簡潔になった。ただし、このような変化の過程において、先の例(4)において見た、‘客体、客語’という概念をもってしては説明できないとされていた事例についての追加説明がないことは、残念な部分である。‘-하세b-’が使用された全体の例の中で、(4)のような例が多いわけではないが、最初に‘客体、客語’の概念導入に反対するのに主要な根拠としていたからには、‘謙讓法’においてこれらについての説明が必要であると思われる。¹⁶⁾

また別の変化として、‘上下関係’についての認識を新たにすることは、謙讓法ばかりでなく敬語法全体の問題ともつながる。安秉禧(1982 가)において、既存の議論で人物間の‘尊卑関係’であるとしたものを、‘上下関係’へと変えるとしたとき、これは単純に用語の変化ではなく、根本的な観点の変化であるが、‘高めるか、低めるか’の問題を、今や‘上位者として待遇するか、しないのか’の問題として見なければならぬということである。上位者として待遇しないか

らといって、すなわち低めることを意味するわけではなく、‘中立的な待遇’と見ることが、変化の核心である。このように、上下関係を眺める視角が変化するに従い得られるようになった結果は、第1に、“敬語法は、話者が聴者とある名詞句を、自らまたは別の名詞句との関係において、上位者として待遇するとき使用される文法範疇”であると定義するようになり、謙讓法、尊敬法、恭遜法が語幹に統合される序列が異なるにもかかわらず、‘敬語法’という1つの文法範疇として束ねることができるようになったということである。第2に、謙讓法の側面においては、同一の話者が‘A：主語-B：客語-叙述語’と‘B：主語-A：客語-叙述語’の両方にすべて謙讓法を使用した、AがBよりも上位者であると同時に、下位者として見なければならぬ矛盾した状況を、主語と客語が互いに上位者として待遇する関係と見ることによって、説明することができるようになった。¹⁷⁾

中世国語の先語末語尾‘-습 seb-’については、以上において論議されたこと以外にも、また異なった諸問題が存在する。そのうちの1つは、15世紀には極めて例外的にあらわれる‘-습시 zebsi-’において、‘-습 seb-’の機能をどのように説明するべきかという問題である。《訓民正音 Hunminjeong'eum フンミンジョンウム》例義本に“予_나 nen 내_나 nae 습시 습시논 hezebsinon 쓰디시나라 bdeudisinira”の例が見られるが、この部分は、世宗が書いた序文に、目下の者である臣下が付けた注釈であり、解釈するならば、“‘私が’とおっしゃる意味でいらっしゃる”くらいになる。“‘私が’とおっしゃる”主体が世宗であるので、この時、‘-습 seb-’は‘客体尊敬’としても‘謙讓’としても見ることができない。安秉禧(1982 가/1992 : 105)の脚注9においては、‘-습시 zebsi-’を‘尊敬法接尾辞’であり、‘-시 si-’と代替されうるとしたし、安秉禧(1967)においては、単純に謙讓法と尊敬法が統合された‘-습시 zebsi-’と異なり、‘-습시 zebsi-’は“尊敬の意味がより一層あらわれる”ものであると説明したことがある。朴鎮浩 Bag Jinho パク・チンホ(1997)、北郷(2002)においては、前期中世国語の借字表記使用に、‘白’が主体尊敬を表示した例も登場すると指摘したが¹⁸⁾、‘-습시 zebsi-’の例は、たとえ極めてまれであるにしても、‘-습 seb-’の意味機能を変化過程を理解するのに重要な事例と思われる。¹⁹⁾

近代国語の時期に、先語末語尾‘-습 seb-’が‘客体’と関連して使用される謙讓法の機能は、徐々に縮小した。これは、‘-습 seb-’が15世紀に普遍的な‘謙讓法’の機能以外に、主体についての話者の謙讓(もしくは主体についての尊敬)、そして聴者についての話者の謙讓(もしくは聴者についての尊敬)を表示するものとして、機能が拡大したのに従った現象である。²⁰⁾ 問題は、‘-습 seb-’がこの様々な機能のうち、なぜよりによって‘聴者についての尊敬’へと帰結したのかという点である。これと関連して、安秉禧(1961/1992 : 73)において、‘-습 seb-’

の用法に聴者はさほど関連がないが、ただし“動作の主体が話者自身であり、動作に関係する尊貴な人物が聴者である場合 … ‘-ㅅ seb-’ が他の場合よりもよくあらわれる。”と指摘したことは、示唆するところが大きい。敬語法のなかでも、話者が最も鋭敏に注意を傾けるようになることは、おそらく直接対面している聴者についての尊敬であろう。²¹⁾したがって、聴者が話者よりも上位者であり、文章の主語=話者、客語=聴者である状況において、謙讓法の‘-ㅅ seb-’が最も頻繁に使用されうるであろうと推し量ることができるが、上の指摘は、実際の文章上にこのような現象が観察されることを指摘した。このような現象を土台に、近代国語の時期に先語末語尾‘-ㅅ seb-’が謙讓法から恭遜法へ変化することになったものと思われる。

4. それ以外の敬語法の諸問題

安秉禧(1982 4/1992)においては、中世国語の敬語法と関連し、2つの問題を扱った。1つは、敬語法自体の問題である、謙讓法、尊敬法、恭遜法の諸形態素が互いに序列が異なっても敬語法という1つの文法範疇として括ることができるかというものである。これについては、話者が文に直接支配される主語名詞句や、それ以外の名詞句である客語名詞句、または聴者を上位者として待遇するという点において共通しており、その待遇が一貫して行われるので²²⁾、これらが1つの文法範疇として括られうるという結論を下した。もう1つは、文章内に2つの名詞句が主語や客語としてあらわれる場合の敬語法の問題であるが、1つの名詞句は上位者であり別の名詞句はそうでない場合に、これらの複合は上位者として待遇するのが一般的であるが²³⁾、話者の‘나 na’が含まれた複合名詞句は上位者として待遇しないという事実を明らかにした。

これ以外にも、安秉禧(1981)においては、古代から現代に至るまで、韓国語と日本語の敬語法体系がどのように変化してきたのか、社会の変化にしたがって敬語使用がどのように変わったのかについて、全般的な特徴を記述した。敬語法体系の変化と関連しては、韓日両国の言語ともに‘絶対敬語’から‘相対敬語’へ変化したということ、そして対象自体を重視する‘素材敬語’から相手についての尊待を重視する‘対者敬語’へ発展したという点において共通すると考えた。ただし、具体的な変化過程においては2つの言語の違いが存在する。

古代日本語は、話者自身が王や王族であるとき、自らを高める自敬表現が存在し、聴者が話者や話題の人物よりも上位者であっても、話題の人物が話者よりも上位者ならば敬語を使用するなど、場面と無関係の‘絶対敬語’の性格が強かったが、現代日本語に至って自敬表現が消え、場面に従った敬語使用が優勢な‘相対敬語’へ変化した。そして、古代日本語には尊敬語、謙讓語は存在したが、聴

者についての鄭重語は発達しなかったのが、近世に‘マス’が登場したあと、現代に至ってようやく本格的に相手を直接尊待するのに用いられるようになったという。

これとは異なり、韓国語は中世国語以来、自敬表現を見出すことができず、(主従関係においては絶対敬語を使用するが)話者自身の父母については、聴者が‘釈迦’のように非常に高い相手ならば尊敬法を使用しないなど、日本に比べて相対的に‘相対敬語’の性格がもう少し強かったという点において、違いを見せる。また、古代から聴者についての鄭重語(すなわち恭遜法)が存在したし²⁴⁾、現代になればなるほど1人称代名詞の謙讓語が登場したり、恭遜法の等級が細分化し、本来謙讓法を表示していた‘-습 seb-’が聴者についての尊待を表示するようになるなど、ますます聴者中心の敬語へ発達するようになったと説明した。

また、社会の変化に従い、敬語の使用が変化する様相において、韓日両国間に共通点があると説明した。具体的には、両国ともに現代になって身分制度が崩壊するに従い、敬語の使用の基準として‘階級’がもうこれ以上に有効でなくなった点、また‘夫妻’の慣習の廃棄と女性の地位向上、家族関係の変化など、社会的慣習の変化に従い、敬語の使用が変化した点などが共通することを指摘した。

5. 結論

今日、我々の研究の土台が、先頭に立った世代の深い苦悩と熾烈な論争の結果であることは疑うところのない事実であるが、世代の格差が大きくなるにつれて、後代の研究者たちは、その結果を当然な事実として受け入れるようになり、我々の知識がどのような過程を経て形成されたのかを認識できない場合が多い。安秉禧先生の敬語法研究と同時代の学者たちの研究を調べるうちに、今は教科書に載るほど‘常識’になったが、これに至るまでどれほど多くの論争と反省、そして折衷の過程を経なければならなかったのかを確認し、今更のように驚いた。また、すでに内容を知っていると思っていた論文を再び読みながら、以前はついで注目しなかった部分において、本文1行、脚注1つに、以前はついで見ることができなかった端緒を遅まきながら発見しました。研究史の整理が新たな研究の始まりであると同時に、絶え間なく振り返らなくてはならない鏡であることを今更のように悟ることになる。

(浜之上幸訳)

【原注】

- 1) ‘敬語法’と関連しては、学者ごとに見解が食い違うくらいに、用語もまた統一されないでいる。本稿においては、安秉禧先生の論著に使用された、尊敬法、謙讓法、恭遜法という用語を使用するが、必要に従って、学校文法において使用される、主体敬語法、

客体敬語法、相手敬語法という用語も使用するつもりである。

- 2) 終結形態 ‘-니 ni, -리 ri’ などを含んだいわば‘半言’あるいは‘半言体’も存在するが、これを15世紀の相手敬語法の体系にどのように含ませるべきかについては、いまだに論議が必要な問題である。
- 3) 安秉禧(1961, 1965, 1982 가, 1982 나)は、すべて安秉禧(1992)に再収録されたものを参考にしたので、本稿においては出典を表示するときに、すべて安秉禧(1961/1992 : ページ数)のようにする。
- 4) 安秉禧(1967)においては、“現代語の ‘하오 hao’ 体に匹敵するものに、語尾 ‘-ㅇ ing(説明法), -ㄹ is(疑問法)’ と ‘-야씨 yassyeo(命令法)’ がある。… これらは ‘히야씨 heyassyeo’ 体という。”と説明した。
- 5) 15世紀に、‘그되/그되/그되 geudeui/geudei/geudi’ は、히쇼씨 hesyosyeo 体、히야씨 heyassyeo, 히라 hera 体すべてと呼応することができるが、2人称代名詞 ‘너 neo’ は、히쇼씨 hesyosyeo 体、히야씨 heyassyeo 体と呼応した例がないという事実を通じて、‘그되 geudeui’ が ‘너 neo’ よりは尊称であることがわかる。安秉禧(1965/1992)においても、2人称代名詞 ‘그되 geudeui’ の敬語法上の機能を究明するために、一般複数接尾辞 ‘-들 derh’ ではない、尊敬の資質を持った複数接尾辞 ‘-내 nae’ とだけ結合するという事実、‘그되 geudeui’ が 히쇼씨 hesyosyeo 体、히라 hera 体とも呼応した例が存在するので、‘中間的性格’を持っていることがわかるという点などを提示した。
- 6) 中世国語文献に登場するすべての ‘-니 ni, -리 ri’ 終結形態を同一に見なければならぬのかについては、意見が食い違う。《釋譜詳節》や《月印釋譜》の対話に登場する終結形態 ‘-니 ni, -리 ri’ は、2人称代名詞 ‘그되 geudeui’ と呼応し、聴者が主体である場合に ‘-시 si-’ が結合することもあるなど、‘히야씨 heyassyeo 体’ と類似した様相を見せる。ただし、これらはたいてい疑問文として用いられた。それに比べて、《龍飛御天歌》と《月印千江之曲》に登場する終結語尾 ‘-니 ni, -리 ri’ (‘습녀 serbnoe, 안기습녀 angizæbnoe’ の例も存在)は、疑問文ばかりでなく平叙文としても用いられたという点において違いを見せる。そして、同一文献にあらわれた他の終結形態が ‘히쇼씨 hesyosyeo 体’ であるという点において、これらが ‘中間等級’ を表示しているのか、確認することが難しい。
- 7) 《救荒撮要 Guhwangcharyo クファンチャリヨ》に載った1567年〈李澤啓文〉などにおいて、このような用法が見えるという(安秉禧 1982 나/1992 : 134)。
- 8) 李崇寧(1962)などにおいても同じ見解が提示されており、客体を主体と対比させて尊待する敬語法と見なした李翊燮 Yi Igseob イ・イクソプ(1974)も、“客体と主体(話者ではない)間の尊卑関係だけが敬語法を決定づける主要要因” だとして、‘-습 seb-’ の使用と話者の関係を排除した。ただし、人物の尊卑関係を判定するのが話者であるので、話者が異なれば同一の主体、客体の間も尊卑関係が異なって把握されるとみなした。
- 9) このような説明は、日本の学者である時枝誠記の敬語論と似ている面があるという(安秉

禧 1961/1992 : 60).

- 10) 現在の学校文法において, ‘客体尊敬法’ についての説明は, 許雄(1954/1961)の見解を継承している. その一方で, 高永根 Go Yeong'geun コ・ヨングン(2010)において, ‘謙遜法’ について, 話者または叙述者が認識するにあたって, 主語の名詞句が, 目的語の名詞句や副詞語の名詞句が指し示す人物よりも地位が低いとき, 先語末語尾 ‘-습 seb-’ が用いられると説明したのは, (ㄷ)の見解と通じる.
- 11) 安秉禧(1961)においては, 許雄(1954)において客体を尊待するのが誰なのか明示されていなかったが, 事例の説明などを通じて, 客体を尊待するのは‘話者’と把握されると説明した. ところが, 許雄(1954)の改稿である 許雄(1961)の客体尊待説においては, たとえ明示されてはいないにしても, 客体が(話者だけでなく)主体よりも高くなければならないという条件が, 完全に排除されてはいない.
- 12) 安秉禧(1961/1992)の最後に提示した補註においては, “この接尾辞は, 動作の主体ばかりでなく話者自身の謙讓(動作に関係がある人物についての)も間接的に表現される. したがって, この名称も適切なものにはならない. … 現在としては, この前提が成立しないので自分自身不満であるが, ‘主体謙讓法’ と呼んでおくところである.” と言って, 名称が主張の内容をすべて表すことができない問題点を言及したことがある.
- 13) 高永根(2010 : 342-343)においては, (4 가, 마)の場合, 釈迦と関連した副詞語名詞句を設定することができ, (4 다)は‘眷屬’が釈迦に所属したので, 一種の‘間接尊敬’であると説明したことがある.
- 14) これらの例について, 李翊燮(1974)においては, 話者と客語の尊卑関係ではなく, 話者が判断した‘主体と客体の尊卑関係’にしたがって‘-습 seb-’の使用が決定されるものと把握した. すなわち, ‘-습 seb-’の使用は, 主体よりも客体が上位者と判定した結果であると解釈したのである. これについて, 安秉禧(1982 가/1992 : 100-110)においては, 話者が上位者として待遇する客語は, 同一話者が話す文において主語として用いられれば尊敬法が使用される以上, ‘-습 seb-’の使用は客語が主語ばかりでなく話者自身よりも上位者であると判断されるとき現れると反駁した.
- 15) ‘客体, 客語’ という用語を導入するようになった理由については, 許雄(1963), 《中世国語研究 Jungsegugeoyeon'gu チュンセクゴヨング》において, 対格, 与格, 共同格としてあらわれる文成分を客語, その指示物を客体とし, その概念が許雄(1954)に比べてより明確になったからであると説明した(安秉禧 1982 가/1992 : 90).
- 16) 安秉禧(1961)においては, (4)の例を, 何らかの名詞句が省略されたものと見なかったので, 新たな‘謙讓法’においてこれらの例をどのように説明することができるのか明らかでない.
- 17) 一方, 安秉禧(1967 : 206)においては, ‘-습 seb-’ が, “尊貴な人物に関連した卑者の動作や状態を表示するもの” であると記述した. これは, 安秉禧(1961)において批判した全在寛(1958)の見解と同じであるが, 安秉禧(1961)の‘主体謙讓法’や安秉禧(1982 가)の‘謙

讓法’とは異なってこのような説明が提示された背景が何なのか疑問である.

- 18) 朴鎮浩 Bag Jinho バク・チンホ(1997: 133)においては, ‘-습시 zebsi-’ について, 前期中世国語において主体尊敬の機能を持った ‘-습 seb-’ が, その機能を喪失するにつれ, 主体尊敬の意味を強化するため, ‘-시 si-’ が結合したものと説明した.
- 19) 近代国語においては, ‘-습시 zebsi-’ から変わった ‘-습시 ebsi-’ と ‘-습시 zeβesi-’ から変わった ‘-오시 eosi->-오시 osi-’ が主体尊敬を表示した例が頻繁に登場する. 金貞秀 Gim Jeongsu キム・ジョンズ(1984), 李勝喜(2005)などにおいて事例を見出すことができる.

[例] 가. 그러면 geureomyeon 엇디 eosdi 브디 beudei 닉일 nēir ㅎ실 hēsir 양으로 yang'euro 니르습시던고 nireuεbsideongo (捷解 1: 28b)

나. 문안 munan 엇줍고 yeosjεbgo 야간 yagan 성후 syeonghu 안녕ㅎ오오신 annyonghεosin 문안 munan 아음고져 aεbgojyeo 브라오며 bεraomyeo (淑明震翰帖)

다. 웃던으로 usdyeoneuro 겨오셔야 gyeoosyeoya 더 deo 죽히 jeghi 싱각ㅎ오시라 sεing'gagheosirya (중략 jungryag) ㅎ업시 heneobsi 섭섭ㅎ야 seobseobhεya ㅎ음 ㄴ hεεbnεn 정성과 jyeongsyeong'gwa ㅍ들 bdeudeur 아오시긔 aosisigui ㅎ야라 heyara (淑明震翰帖)

- 20) 中世国語と近代国語の時期に, ‘-습 seb-’ の多様な意味機能を示してくれる例は, 李勝喜(2005)を参考にすることができる.
- 21) 話者が聴者についての尊敬を意識し, 敬語法使用の一般的な規範に反するようになった事例は, 現在も観察される. 最近, 多く言及される主体尊敬法の ‘-시 si-’ の誤用事例 (例: 주문하신 jumunhasin 음료가 eumryoga 아메리카노 amerikano 한 han 잔 jan 맞으실니까 majeusbignigga?[注文なされた飲み物がアメリカノ 1杯でいらっしゃいますか?]) もまた, 話者が聴者についての尊敬を意識したあまり, ‘間接尊敬’ を過度に適用した結果である.
- 22) 話者 X が聴者 Y を相手に発話をするとき, 上位者として待遇し恭遜法を使用したとすれば, Y が主語としてあらわれる時には尊敬法を, 客語としてあらわれるが主語よりも上位者であるならば謙讓法を使用するということである.
- 23) その例として, “護彌 對答호되 hodei … 三世옛 yes 이를 irer 아릅실씨 aresirssei 부테 시다 butyesida ㅎ느닝다 heneningda … 衆生이 ei 福田이 i ㅌ월씨 deorssei 중이라 jyung'ira ㅎ느닝다 heneningda” において, 話者の護彌が ‘부터 butyeo’ は尊敬法を使用し上位者として待遇し, ‘중 jyung’ は非上位者として待遇しているが, そのあとに続いた “護彌 닐오되 nirodei 그리 geuri 아니라 anira 부터와 butyeowa 중과를 jyung'gwarer 請기보려 hezeβoryeo ㅎ느닝다 henoengda” において, 複合した名詞句である ‘부터와 butyeowa 중 jyung’ は上位者として待遇し, 敬語法を使用した事実をあげた.
- 24) 古代韓国語の恭遜法の形態素としては, 郷歌に登場する ‘音’ の例をあげた.

参考文献

1. 安秉禧先生の論著

- 안병희(1961), '주체겸양법의 접미사 '-습-'에 대하여', 진단학보 22.
_____(1965), '중세국어의 공손법', 국어국문학 28.
_____(1967), 한국어발달사(中) - 문법사, 한국문화사대계 V, 고려대학교 민족문화연구소.
_____(1981), '敬語の対照言語学的考察', 講座日本語学 9 敬語史, 明治書院.
_____(1982 가), '중세국어의 겸양법 연구에 대한 반성', 국어학 12.
_____(1982 나), '중세국어 경어법의 한두 문제', 백영 정병옥 선생 화갑기념논총.
_____(1992), 國語史 研究, 문학과지성사.
안병희 · 이광호(1990), 中世國語文法論, 학연사.

2. 関連論著

- 고영근(1987/2010), (제 3 판)표준중세국어문법론, 집문당.
김정수(1984), 17 세기 한국말의 높임법과 그 15 세기로부터의 변천, 정음사.
김형규(1947), '겸양의 연구(1)(2)', 한글 102.
박진호(1997), '자차표기 자료에 대한 통사론적 검토', 새국어생활 7-4, 국립국어연구원.
이기문(1972), (改訂版) 국어사 개설, 탑출판사.
이승녕(1961/1981), (개정판) 중세국어문법, 을유문화사.
이승희(2005), '선어말어미 '-습-'의 의미 변화에 대한 통사적 고찰', 우리말 연구 서른 아홉 마당, 태학사.
이익섭(1974), '국어 경어법의 체계와 문제', 국어학 2.
허웅(1961), '서기 15 세기 국어의 '존대법'과 그 발전', 한글 128.(허웅 1954 改稿)
홍고 테루오(2002), 이두자료의 경어법에 관한 통시적 연구, 고려대학교 박사학위논문.